

- 六 平成三十年厚生労働省告示第二百四十四号（職業能力開発促進法施行規則第四十八条の四第一項の規定に基づき講習を認定した件）

七 平成三十年厚生労働省告示第二百五号（職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき講習を認定した件）

八 平成三十年厚生労働省告示第二百四十七号（職業能力開発促進法施行規則第四十八条の四第一項の規定に基づき講習を認定した件）

九 平成三十年厚生労働省告示第二百四十八号（職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十第一項第二号の規定に基づき講習を認定した件）

十 平成三十一年厚生労働省告示第二百三十三号（職業能力開発促進法施行規則第四十八条の四第一項の規定に基づき講習を認定した件）

十一 平成三十一年厚生労働省告示第二百三十四号（職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十第一項第二号の規定に基づき講習を認定した件）

十二 令和元年厚生労働省告示第二百四十六号（職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第二号の規定に基づき講習を認定した件）

○ 農林水産省告示第八百八十一号（農業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第二号の規定に基づき講習を認定した件）

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年和二年一月一日から同年三月三十一日までの期間内に令和二年四月二十三日まで）

品種 黒毛和種 勾毛和種 肉専用種と乳用種の交雑の品種 乳用種の品種 肉専用種と乳用種の品種

○ 国土交通省告示第五百六十三号（成田国際空港の施設について告示した事項に変更した事項（変更前の事項については、令和二年四月二十三日まで））

一 設置者の氏名及び住所 成田国際空港株式会社

二 空港の名称及び位置 成田国際空港 千葉県

三 変更した事項（変更前の事項については、令和二年四月二十三日まで）

イ 誘導路 延長 二万八千八百六十メートル 口 エプロン 面積 二百五十二万八千九百六十平方メートル

四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 令

○農林水産省告示第八百八十九号  
農業保険法（昭和二十二年法律第八百八十五号）  
第一百四十九条第三項、農業保険法施行令（平成二  
十九年政令第二百六十三号）第二十四条第一項第  
二号及び第四項並びに農業保険法施行規則（平成  
二十九年農林水産省令第六十三号）第一百六十八條  
第二項及び第二百十二条の規定に基づき、平成三  
十年十二月二十七日農林水産省告示第二千七百九  
十二号（果樹共済に係る共済掛金標準率等を定め  
る件）の一部を次のように改正する。  
令和二年四月二十三日

農林水産大臣 江藤 拓  
(「次のようには、省略し、その関係書類を農林  
水産省経営局保険課及び北海道厅に備え置いて縦  
覧に供する。」)

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。  
2 この告示による改正後の平成三十一年十二月二  
十七日農林水産省告示第二千七百九十二号の規  
定は、令和三年産のぶどうに係る収穫共済の共  
済関係 当該共済関係に係る保険関係及び当該  
保険関係に係る再保険関係から適用するものと  
する。

法律第九十八条 第五条第九項の規定に基づき、令  
に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平均売買価格（消費税額分を含む。）

一頭につき、七一八、九〇〇円
一頭につき、五八三、五〇〇円
一頭につき、二四三、九〇〇円
一頭につき、二四九、一〇〇円
一頭につき、四二五、四〇〇円

農林水産大臣 江藤 拓  
国土交通大臣 赤羽 一嘉  
国土交通大臣 赤羽 一嘉  
千葉県成田市古込字古込一番地一  
成田市  
和二年国土交通省告示第百七十六号を参照。)

更があつたので、航空法（昭和二十七年法律第二百  
九号）の一部を次のように改正する。

ル  
和二年五月二十一日

(ト)ン数証書及び測度明細書の交付)	
第三条 次の各号に掲げる者（以下「船舶所有者等」という。）は、地方運輸局長（本邦外にある日本船舶については、関東運輸局长。以下この条及び次条（トン数の変更に係る申請に限る。）において同じ。）から当該各号に定めるトン数証書（外国船舶トン数証書及び運河トン数証書の交付を受ける場合にあつては、測度明細書（当該各号に記載されたトン数の算出の根拠を記載したもの）をいう。以下同じ。）を含む。）の交付を受けることができる。	(改正後)
一 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十一年法律第九十四号）第十七条の規定により申立てをしようとする者又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第十七条第一項（同法第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の申請をしようとする者若しくは同法第三十八条、第四十三条第六項及び第五十一条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第十七条の規定により申立てをしようとする者当該申請又は申立てに係る船舶に関する責任トン数確認書	(改正後)
二、四、（略）	二、四、（略）
書	書
2 ～ 4	2 ～ 4